

社会福祉法人るんびに苑	役員報酬規程	頁	1
		文書番号	RS1021

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人るんびに苑(以下「法人」という。)定款第21条の規定に基づき、理事及び監事の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(理事長の報酬)

第 2 条 理事長が、法人運営のための業務にあたったときは、1日当たり20,000円及び交通費実費を支給する。

2. 法人は、必要により理事長業務遂行のための経費を支給することができる。

(理事会等への出席報酬)

第 3 条 理事及び監事が、理事会など法人が招集する会議(以下「理事会等」という。)に出席したときは、1日当たり3,000円及び交通費実費を支給する。

2. 理事長及び職員給与が支給されている役員に対しては、これを支給しない。

(監事の業務報酬)

第 4 条 監事が、理事会等以外の日において、法人の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたったときは、1日当たり5,000円及び交通費実費を支給する。

(交通費の算出基準)

第 5 条 交通費実費の算出は、鉄道の特急料金を基準にする。

2. 綾部市在住の役員に対しては、交通費を支給しない。

(制定・改廃)

第 6 条 この規程の制定、改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日制定、実施する。